

事 務 連 絡
令 和 6 年 8 月 28 日

各居宅サービス事業所管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
(公印省略)

「電子申請・届出システム」による申請受付について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めており、令和6年度から、新規指定申請について、国の「電子申請・届出システム」により受け付けております。なお、新規申請を行うためには、G ビズ ID 及び登記情報提供サービスへの登録が必要です。

介護サービス事業者の皆様におかれましては、下記についてご確認いただき、電子申請に必要な準備を済ませていただくようお願いいたします。

記

1 G ビズ ID について

- ・ G ビズは、行政サービスにログインするための共通認証システムで、電子申請にあたってはG ビズ I D 等の事前準備が必要になります。以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。

デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>



- ・ また、令和6年4月に、介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度が創設されました。本制度で使用される「介護事業財務情報データベースシステム（仮称）」においても、G ビズ ID が必要となります。詳細については、令和6年秋頃の本システムの運用マニュアルの発出と併せて、以下の HP で公開される予定です。

〈厚生労働省ホームページ〉 <https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

- ・ G ビズ I D のアカウントの作成方法については別紙「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き（事業所向け）」（以下「手引き」という。）をご確認ください。

【東京都福祉局 HP 掲載リンク】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.files/20240416_online_tebiki.pdf

(P11～32「G ビズ ID の取得」)



- ・ 申請には印鑑証明書が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、申請書の提出締切までに余裕を持った申請をお願いします。

2 登記情報提供サービスについて

- ・登記情報提供サービスは、インターネット上で登記情報を共有できるサービスです。「電子申請・届出システム」での新規指定申請の提出書類のうち、東京都では、登記事項証明書については、登記情報提供サービスにより発行される照会番号が記載された電子データをご提出いただきます。
- ・登記情報提供サービスを利用するには、申込が必要です。以下リンク先の一般社団法人民事法務協会のホームページから申込をお願いします。
一般社団法人民事法務協会ホームページ：<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>
- ・登記情報提供サービスの利用方法については1に記載の「手引き」のP34~41をご確認ください。



3 「電子申請・届出システム」による申請方法について

- ・「電子申請・届出システム」の申請方法について、1に記載の「手引き」のP42~49を確認ください。

- 「電子申請・届出システム」ログイン画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



- 「電子申請・届出システム」操作ガイド・マニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true



※オンライン申請を希望しない場合は、従来どおり、郵送による提出にて受付しております。

4 今後の予定

- ・令和6年8月時点では、新規指定申請のみオンラインによる受付を実施しております。
- ・更新申請・変更届等の提出については、準備が整いオンライン提出が可能になりましたら事業者の皆様にお知らせいたします。それまでは、従来通り郵送にて受付いたします。

5 お問い合わせ先

- ・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク

TEL：0570-023-797 ※受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

メール：<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>



- ・登記情報提供サービスに関すること

一般財団法人 民事法務協会

TEL：0570-020-220 ※受付時間 8：30～18：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

Web フォーム・FAX：https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html



- ・新規指定申請、電子申請・届出システムによる申請に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

①電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL：03-3344-7270

②新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL：03-3344-8517

※受付時間 9：30～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）